

## 第13回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和7年7月10日(木)
- 2 開催場所 石岡市八郷保健センター 2階 会議室
- 3 出席委員 3番 石崎吉男 4番 廣瀬 栄  
5番 山崎美榮子 6番 飯村伸一 7番 三輪 正  
8番 高橋 浩 9番 萩原重信 10番 高野 濟  
11番 山口和明 12番 栗原 茂 13番 本 凶 孝  
14番 小松 與平
- 4 欠席委員 1番 水谷政利 2番 小野もと子
- 5 事務局 事務局長 櫻井浩司 課長補佐 大和田 誠  
係長 山本茂輝
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第5号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
- 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消願について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第3号 制限除外の農地の移動届の報告について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

## 開 会 午後3時15分

議長) 只今より、第13回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名ですので、石岡市農業委員会会議規則第6条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、12番栗原茂委員、13番本岡孝委員の2名にお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、廣瀬委員、飯村委員、萩原委員、久保田推進委員、2班、石崎委員、高橋委員、山口委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、特定遺贈の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で畜産業を営む専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後に、家畜の飼料として、採草地にする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約208アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、

2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約76アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担

当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で約55アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約318アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約203アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、約11ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願

います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約179アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後は、粟を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号 12番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作は行っておりませんが、所有権移転後に、そばを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、12番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

## 《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。次の、13番及び14番については、議案第4号17番と関連がございますので、議案第4号17番の審議の際に、一括審議いたします。また、次の15番についても、議案4号18番、19番と関連がございますので、議案4号18番、19番の審議の際に、一括審議といたします。只今の、議案第1号の15件の申請の内、13番及び14番、15番を除き、12件を許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、八郷中学校において保護者が参加する行事を行う際に、学校内の敷地内では十分な駐車場の確保できないため、八郷中学校にも近い本申請地を、臨時駐車場として利用したい旨の相談を受けたことから、申請に及んだものです。なお、申請地に碎石が敷かれているため、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理されており、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

## 《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

## 《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

### 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番については、議案4号21番、22番と関連がありますので、議案4号21番、22番の審議の際に、一括審議といたします。次に、第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

## 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、土木建築業を営んでおりますが、碎石・建築資材等を保管する資材置場が必要なため、申請に及んだものです。なお、既に資材置場として利用しており、始末書が添付されております。雨水は、敷地内浸透処理されており、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照等も十分にある本申請地に、太陽光発電施設を設置し、業務拡大をするべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照等も十分にある本申請地に、太陽光発電施設を設置し、業務拡大をするべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、新工場の建物を購入いたしましたが、従業員及び自社の車両置場が不足しているため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5

番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、現在実家に居住されておりますが、子供も増え手狭になってきたため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、敷地内処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、建築業を営んでおりますが、事業拡大をするにあたり、既存の資材置場が手狭なため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を宅地と高低差

により分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を雑種地等によ

りに囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号10番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地と雑種地等により囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって10番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号11番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、宅地と雑種地等によ

りに囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって11番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号12番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって12番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号13番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、休耕地の有効活

用による、太陽光エネルギーを利用した環境保全事業を推進するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって13番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号14番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、休耕地の有効活用による、太陽光エネルギーを利用した環境保全事業を推進するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって14番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号15番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、建設業を営んでおりますが、自身が請け負う、市が発注の公共工事において土砂が発生するため、一時保管場所が必要なり、転用申

請されたものです。転用期間は、11ヶ月です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって15番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号16番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって16番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、17番については、議案第1号13番及び14番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番及び14番、議案第4号17番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用地区域に指定されている農用地区域内農地です。申請人は、農地所有適格法人及び太陽光発電事業を営む法人です。本申請地は、令和元年7月10日に営農型発電設備として、一時転用の許可を得ており、今回は、更新の申請となります。支柱67本、太陽光パネル117枚を設置しており、転用面積は支柱のみです。パネルの下で、ブルーベリーを植栽しておりましたが、

天候等の理由により不作で、少量の収穫はあるものの、糖度・完熟度が未熟のため出荷には至らず、今後も営農継続が見込めないことから、今般、栽培作物を榊に変更いたしました。営農計画書の内容を確認しましたが、栽培作物を榊に変更することで、下部の農地における営農の改善が期待できるものと思われれます。また、条件付きの一時転用許可となることから、議案第1号13番の空中のパネル部分の区分地上権の設定、議案第1号14番の耕作を目的とした区分地上権の設定および議案第4号17番の支柱部分の一時転用の期間を3年延長することについて、許可しても差し支えないと思われれますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。17番と議案第1号13号及び14号について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、17番と議案第1号13号及び14号について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、17番と議案第1号13号及び14号と合わせて申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、18番については、19番及び議案第1号15番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号15番、議案第4号18番及び同19番について、現地調査の結果をご報告します。議案第1号15番は、議案第4号19番の申請地と交換するものです。譲り受け人は、農業従事者3名で70アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後に、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可してもさしつかえないと思われれます。議案第4号18番は、土地所有者が、自身が役員を務める法人に使用貸借権を設定するもの、議案4号第19番は、議案第1号15番で交換する農地を、自身が役員を務める法人に貸し付けるものとなっております。申請地は、周囲を高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は建設業を営んでおりますが、今般、新規事業として外構工事を始めるにあたり、ショールームを建築するため、申請に及んだものです。なお、令和7年5月に、一部の外構工事及び整地をしてしまい、始末書が添付されております。雨水は敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は、公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって、議案第4号18番、同19番については、許可しても差し支えないと思われれます。以上、議案第1号15番、議案第4号18番及び同19番の3件については、許可しても差し支えないと思われれますが、委員皆様の、更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。18番と19番及び議案第1号15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、18番と19番及び議案第1号15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、18番と19番及び議案第1号15番と合わせて申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、20番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第4号20番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、遊休農地を有効活用し、太陽光エネルギーを利用した環境保全活動に取り組むため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって20番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 山口委員の報告が終わりました。審議願います。20番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、20番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、20番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、21番については、22番及び議案第3号1番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番及び議案第4号21番、22番について、現地調査の結果をご報告いたします。本案件は、令和5年3月10日の総会において、承継を伴う事業計画変更により、農地法第4条許可申請で営農型発電設備として一時転用許可を得ましたが、事業者の経営方針の変更により、野立て太陽光発電への事業変換を行うことになり、再許可を取ることになりました。申請地は、周囲を宅地で囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、土地の有効利用を図るべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって議案第3号1番を承認し、議案第4号21番、22番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。21番と22番及び議案第3号1番について、意

見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、21番と22番及び議案第3号1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、21番と22番及び議案第3号1番と合わせて申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第4号の22件と、議案第1号13番、14番及び15番、並びに議案第3号1番の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第5号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第5号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、山林化が進み、周囲も山林に囲まれているため、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第5号の申請は、非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第6号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書14ページから31ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第5号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第13回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時10分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和7年7月10日

議事録署名人

議 長

12 番

13 番